

【過去の照会状況】

照会文書名	「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて	「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の債務者側の税務上の取扱いについて	「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて	RCCが貸付債権信託を活用して金融債権者等間調整を行う企業再生において「RCC企業再生スキームⅡ」に従って策定された再生計画により金融機関等が債務免除等を行った場合の税務上の取扱いについて	
回答日	平成16年3月24日	平成17年8月26日	平成23年9月29日	今回の照会	
従うべき準則と活用されるスキーム (※1、2、3)	RCC企業再生スキームⅠ	RCC企業再生スキームⅠ	RCC企業再生スキーム(準則)の改定後も、平成16、17年照会のとおりに取り扱われることの照会	RCC企業再生スキームⅡ 貸付債権信託スキームのみ	
	RCC企業再生スキームⅡ 貸付債権信託スキーム(金外信スキーム併用)	RCC企業再生スキームⅡ 貸付債権信託スキーム(金外信スキーム併用)		債権放棄損(法基通9-4-2)	
照会事項	債権者の課税関係	債権放棄損(法基通9-4-2)		-	債権放棄損(法基通9-4-2)
	債務者の課税関係	期限切れ欠損金 (法59、法基通12-3-1(3))		企業再生税制の適用 1 資産評価税制(法25③、33③) 2 期限切れ欠損金の優先控除(法59②)	企業再生税制の適用 1 資産評価税制(法25③、33④)(※4) 2 期限切れ欠損金の優先控除(法59②)
備考		・平成17年度税制改正で措置された企業再生税制の適用があるかの照会 ・債権者の課税関係は平成16年に照会済のため対象外		・貸付債権信託スキームのみを活用した場合に企業再生税制の適用があるかの照会 ・債権者の課税関係は平成16年に照会済であるが、再度照会	

【※1】「RCC企業再生スキーム」

RCCが企業再生を行う場合に従うべき準則(ガイドライン)。このうち、①RCCが預金保険機構の委託等により買い取った債権について、自らが債務免除等を行う企業再生に適用される条項を総称して「RCC企業再生スキームⅠ」といい、②RCC自らは債務免除等を行わず債権者間調整等を行う企業再生に適用される条項を総称して「RCC企業再生スキームⅡ」という。

【※2】「貸付債権信託スキーム」

(※1)の②の企業再生において活用されるスキーム

【※3】「金外信スキーム」(「金外信」とは金銭信託以外の金銭の信託の略称)

(※1)の②の企業再生で企業再生税制の適用を受けようとする場合に、「貸付債権信託スキーム」と併用されるスキーム

【※4】平成17年照会における法令の適用関係とは、①法人税法施行令第24条の2第1項について、第5号(RCC放棄要件)ではなく第4号(2行以上放棄要件)に該当すること、②法人税法施行規則第8条の6第1項(確認者)について、第3号(RCC)ではなく第1号(3人以上の専門家)に該当することが異なる。